

# 国際人権法の観点から見た 日本の刑事司法制度

——恣意的拘禁作業部会「カルロス・ゴーン氏に  
関する見解」をめぐる——

中 野 徹 也

## 目 次

1. はじめに
2. 恣意的拘禁作業部会の任務および手続
3. 「カルロス・ゴーン氏に関する見解」
  - (1) 事実の概要
  - (2) 第1類型該当性
  - (3) 第3類型該当性
  - (4) 小 括 (以上、本号)
4. 考 察
5. おわりに

## 1. はじめに

2020年11月20日、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会（The Working Group on Arbitrary Detention、以下「作業部会」と言う。）は、「カルロス・ゴーン氏に関する見解」を公表した<sup>1)</sup>。報道によれば、作業部会は、ゴーン氏が4回逮捕され、勾留が延長されたことは「根本的に不当」であって、「国際法の下では法的根拠のない」、「手続きの乱用だった」と認定した。それゆえ、

---

1) Human Rights Council, Working Group on Arbitrary Detention, Opinions adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its eighty-eighth session, 24-28 August 2020, Opinion No. 59/2020 concerning Carlos Ghosn (Japan) (hereinafter cited as *Opinion*).

同氏は「弁護人との自由なコミュニケーションなど公正な裁判を受ける権利を享受することが侵害され」、「恣意的な拘禁」を受けたので、「適切な救済策」として、「日本政府はゴーン氏に賠償すべきだ」とした<sup>2)</sup>。

これに対して、日本政府は、法務大臣が閣議後の記者会見で、次のような見解を示したうえで、政府として、作業部会に対し異議申立てを行ったことを明らかにした。すなわち、我が国の刑事司法制度は、「個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために適正な手続を定めて適切に運用されており、そのような制度の下で行われたゴーン被告人に対する我が国の措置は、恣意的拘禁に該当しない」。それにもかかわらず、「我が国の刑事司法制度を理解せず、ゴーン被告人側の一方的な主張のみに依拠した、明らかな事実誤認に基づく意見書が公表されたことは極めて遺憾であり」、到底受け入れられない<sup>3)</sup>。

外務省を通じて送付された「意見書」によれば、ゴーン氏の事案は公判開廷前であり、「訴訟関係人の権利保護の観点から、法律上、恣意的拘禁作業部会に本件の捜査・公判に関する情報を提供することが認められていない」。日本は、作業部会に対してこのような事情を説明し、ゴーン氏側からの一方的で限られた情報に基づき判断を下すことは不適切であると指摘していた。それにもかかわらず、こうした日本の刑事司法制度を正確に理解せず、ゴーン氏側からの情報にのみ基づき「恣意的」との結論が出されている。

また、「明らかな事実誤認」は、次の2点にあるとされる。

- ゴーン被告人が裁判官の面前に連れて行かれることなく、逮捕に引き続いて22日間、10日間、19日間及び21日間拘禁されたとする点
- ゴーン被告人の拘禁について裁判所に不服を申し入れる機会を与えることを遅延したとする点<sup>4)</sup>

---

2) 産経新聞11月26日 Web 版、朝日新聞11月23日 Web 版、日本経済新聞11月24日 Web 版、読売新聞11月24日 Web 版、毎日新聞11月23日 Web 版。

3) 法務大臣閣議後記者会見の概要、令和2年11月24日(火)、available at [http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00146.html).

4) 日本外務省「国連の恣意的拘禁作業部会(ゴーン被告人案件)による意見書」

こうして、国際法上の根拠がなく、手続の濫用だとする作業部会と、人権諸条約に抵触せず適正手続だとする日本との間で、真っ向から見解が対立することになっているのである。

それではなぜ、このような対立が生じるのだろうか。これまで、日本の刑事司法制度、とりわけ代用監獄制度は、自由権規約人権委員会や拷問禁止委員会などの人権諸条約履行監視機関から問題視され、改善を求められてきた<sup>5)</sup>。ゴーン氏に関する事案で、作業部会も、ゴーン氏に対して採られた手続には国際法上の根拠がないとしているので、これらの諸機関と歩調をあわせていると考えられる。つまり、自らが拠って立つ国際人権法の観点から、日本の刑事司法制度は「人権諸条約に抵触している」と考える履行監視機関が、少なくとも、これだけあるということになる。それでも、日本政府は、「日本の刑事司法制度は、個人の基本的な人権を保障しつつ、適正な手続を定めて適正に運用されて」いるとの立場を堅持しており、両者の溝は埋まるどころか、広がる一方のように見える。「アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、国連の主要人権フォーラムや二国間対話を通じて、国際的な人権規範の発展・促進をはじめ、世界の人権状況の改善に貢献してきてい<sup>6)</sup>」ると自負する日本にとって、好ましからざる事態である。なんらかの対策を早急に講じなければならないが、そのためには、まず対立点をあらためて明確にしておく必要がある。

本稿の目的は、このような観点から、「カルロス・ゴーン氏に関する見解」を素材に、日本の刑事司法制度のどこが関係人権諸条約に抵触すると考えられてきたのかを明らかにし、日本政府と人権諸条約履行監視機関との「建設的な

---

↘公表」(令和2年11月23日)、available at [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3\\_000373.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000373.html).

5) See Human Rights Committee, Concluding observations on the sixth periodic report of Japan, CCPR/C/JPN/CO/6, 20 August 2014, para. 18; Committee against Torture, “Concluding observations on the second periodic report of Japan,” CAT/C/JPN/CO/2, 28 June 2013, paras. 10-11.

6) 日本外務省「人権外交」、available at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>.

対話」により、好ましからざる事態を解消するために必要な基盤を提示することにある。

ところで、ゴーン氏に関する事案を扱った作業部会は、そもそもどのような機関なのだろうか。まず、恣意的拘禁作業部会の任務と手続を確認しておこう。

## 2. 恣意的拘禁作業部会の任務および手続

日本外務省によれば、作業部会は、「国連人権理事会の決議に基づき設置された、恣意的拘禁の事例に関する調査を任務とする専門家グループ」である<sup>7)</sup>。「身体の自由を守る国連の砦」と称されている<sup>8)</sup>。

身体の自由を剥奪する術語には、逮捕、留置、勾留、抑留または収容等があるが、作業部会はこれらを「自由の剥奪」または「拘禁」(detention)と総称し<sup>9)</sup>、いずれもその任務および権限の範囲内としている<sup>10)</sup>。したがって、作業部会は、自宅軟禁や強制入院から裁判の前後や公判中の拘禁まで、「自らの意

---

7) 日本外務省「国連の恣意的拘禁作業部会（ゴーン被告人案件）による意見書公表」（前掲注4）。設立経緯については、阿部浩己「恣意的拘禁作業部会—身体の自由を守る国連の砦」法セミ781号（2020年2月）16-17頁。

8) 同上、16頁。

9) 日本法上、「拘禁」(detention)とは、比較的長期にわたって身体の自由を拘束することをいい、一時的な身体拘束である抑留(arrest)と区別されている。たとえば、日本国憲法34条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と定めているが、「抑留又は拘禁」の英訳は“arrested or detained”である。また、刑事訴訟法上の「勾留」は「拘禁」にあたり、“detention”と訳されている。他方、たとえば自由権規約9条1項は、「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」(No one shall be subjected to arbitrary arrest or detention.)と規定しているが、日本政府公定訳では arrest が「逮捕」、detention が「抑留」と訳されており、日本法上の用語法との間に齟齬が生じている。本稿では、公定訳がある場合を除き、原則として日本法上の用語法にしたがい、detention を「拘禁」または「勾留」と訳出した。

10) *Revised Fact Sheet No. 26, The Working Group on Arbitrary Detention, “No one shall be subjected to arbitrary arrest, detention or exile” (Universal Declaration of Human Rights, article 9)*, 8 February 2019, IV A, pp. 4-5. 阿部「前掲論文」（注7）17頁。

思でその場を離れることができないすべての場合」を調査の対象とすることができる。

そして、次の5つの類型に該当すれば、その自由の剥奪は「恣意的」と認定される<sup>11)</sup>。

第1類型	自由の剥奪を正当化するに足る法的根拠を援用できないことが明らかなき
第2類型	世界人権宣言7条、13-14条ならびに18-21条、および（関係国が当事国である場合に限り）自由権規約12条、18-19条、21-22条ならびに25-27条が保障する権利または自由を行使したことにより、自由が剥奪されたとき
第3類型	世界人権宣言および関係国が受諾している関連国際文書で確立されている公正な裁判を受ける権利に関する国際規範の全部または一部を遵守しないことにより重大な事態が発生し、その結果、自由の剥奪が恣意的な性質とみなされるとき
第4類型	庇護希望者、移民または難民が、行政もしくは司法審査または救済措置を受けられる可能性のないまま、長期間にわたり行政拘禁を受けているとき
第5類型	自由の剥奪が、出生、国民的、種族的もしくは社会的出身、言語、宗教、経済条件、政治的その他の意見、性別（gender）、性的指向、障害またはその他いずれかの地位にもとづく差別を理由とする国際法違反となるものであって、人間の平等を無視することを目標にする、または結果的に無視することになりうるとき

調査は、現地調査に加えて、本稿で扱う個別事案についての調査がある。後者は、通報者（source）<sup>12)</sup>からの書面での通報を受けて開始される。この場合、作業部会は、まず当該政府に対し、60日以内に通報に対する意見を表明するよう求める。そして政府からの反論が提出されると、通報者に追加の意見を求める。作業部会は、このようにして集められた情報にもとづき、意見を作成する<sup>13)</sup>。

11) *Opinion, supra* note. 1, p. 1, para. 3. 阿部「前掲論文」（注7）18頁。

12) 被害者本人、家族、代理人、NGO、政府間機関および政府などが含まれる。同上、19頁。

13) *Methods of work of the Working Group on Arbitrary Detention, A/HRC/36/38, 13 July 2017, pp. 3-5, paras. 9-17.*

「意見に法的拘束力があるとの了解は必ずしも一般的ではない」<sup>14)</sup>。それは次のような理由による。すなわち、作業部会の任務は、国連総会の下部機関である人権理事会によって延長されている<sup>15)</sup>。国連総会の決議には、組織運営に関するものをのぞき、法的拘束力がない。したがって、国連加盟国による別段の権限付与がなければ、下部機関である作業部会は親機関以上の権限を有しえないので、その意見に法的拘束力はない。また、作業部会は、1997年に「決定 decisions」するというよりも「見解 views」を付与することを決定しているが<sup>16)</sup>、これもまた作業部会の意見に法的拘束力がないことを示唆している<sup>17)</sup>。かかる見方は形式的にすぎ、「作業部会のような諸機関にはほぼ全面的に依存している国連人権体制全体の信頼性を損なうものである」との批判もあるが<sup>18)</sup>、「一般的」と言えるほどの支持を集めてはいない。もっとも、実務的には、法的拘束力の有無をめぐる議論が展開されてきたからといって、作業部会の意見の価値が著しく損なわれることはない、とされる。作業部会が、「自由の剥

14) 阿部「前掲論文」(注7) 19頁。日本政府によれば、作業部会の見解は、「国連又はその機関である人権理事会としての見解ではなく、また、我が国に対して、法的拘束力を有するものではない」。日本外務省「国連の恣意的拘禁作業部会（ゴーン被告人案件）による意見書公表」前掲（注4）。この一節の後段の意味は明確だが、前段の意味は定かでない。「国連又はその機関である人権理事会としての見解ではない」いから、軽んじても差し支えないという趣旨ならば、人権理事会の「要請」に応じないとの立場を表明していることになる。人権理事会は、「関係国に対し、作業部会の見解を考慮し、必要に応じて、恣意的に自由を剥奪された人の状況を改善するために適切な措置を採ること、および採った措置を作業部会に知らせるよう要請」しているからである。A/HRC/RES/20/16, 17 July 2012, paras. 3.

15) A/HRC/RES/6/4, 28 September 2007; A/HRC/RES/10/9, 26 March 2009; A/HRC/RES/15/18, 6 October 2010; A/HRC/RES/20/16, 17 July 2012; A/HRC/RES/24/7, 26 September 2013; A/HRC/RES/33/30, 7 October 2016; A/HRC/RES/44/22, 23 July 2020.

16) Resolution 1997/50 (Arbitrary Detention), Commission on Human Rights, E.CN.4/1997/50, 15 April 1997, para. 7.

17) Jared Genser, *The UN Working Group on Arbitrary Detention, Commentary and Guide to Practice*, Cambridge University Press, 2019, p. 19.

18) Liora Lazarus, "United Nations Working Group on Arbitrary Detention Decision on Assange: The Balanced View," *Opinio Juris*, 1 March 2016.

奪が恣意的である」と認定する意見を出すとき、「人が不正にかつ国際法に反して収容されている」という状況が、国連の孫機関によりきわめて力強い声で語られることになる。かかる意見は、通報者およびその家族の構成員に対して、拘禁が違法であることを証明するに足る証拠となる。それゆえに、「拘禁している政府に対し事案を解決するよう強力な政治的および広報的な圧力をかけるための扉を開く」ものとして、「高い実践的価値が認められている」<sup>19)</sup>。

さてそれでは、作業部会は、通報者たるゴーン氏から、どのような通報を受け、それに対してどのような意見を表明したのだろうか。

### 3. 「カルロス・ゴーン氏に関する意見」

日本政府は、公判前の事案について情報を提供することはできないとしたので<sup>20)</sup>、作業部会は、主として、通報者の主張にもとづき事実認定を行っている。上述のように、日本政府は、作業部会の意見には「明らかな事実誤認」があるとしているが、その点は次章で検証する。さしあたりここでは、作業部会が認定した事実を確認しておこう<sup>21)</sup>。

#### (1) 事実の概要

ゴーン氏は66歳で、フランス、レバノンおよびブラジルの国民である。彼は20年以上ルノー・日産・三菱アライアンスの長だった。

2018年11月19日、ゴーン氏は、羽田空港へ到着した際に逮捕され、東京の小菅にある拘置所に移送された。拘置所での勾留は、10日間ずつ2度延長された。12月10日、ゴーン氏は、勾留されてからはじめて裁判官の前に連行され、2010年度から14年度までの役員報酬を過少記載したとの罪で起訴された。同日、ゴーン氏は、2015年度から17年度までの役員報酬を過少記載したとの容疑で再度逮捕された。

---

19) Genser, *supra* note 17, p. 20. 阿部「前掲論文」(注7) 19頁。

20) *Opinion*, *supra* note 1, p. 7, para. 42, p. 8, para. 49.

21) *Ibid.*, pp. 2-4, paras. 4, 9, 11, 13-15, 18. 罪名等は、適宜補足した。

12月20日、検察当局は、東京地裁に10日間の勾留延長を求めたが、却下された。その翌日、ゴーン氏は、2008年10月の金融危機の際に、18億5千万円(1500万ユーロ)の評価損が生じていた「個人投資の損失」を日産に補填させたとの容疑で逮捕された。その後、勾留は、10日間ずつ2度延長された。

2019年1月8日、ゴーン氏は、日本国憲法34条<sup>22)</sup>にもとづき、自身の無実を主張し、勾留理由の開示を求めて、裁判所に出廷した<sup>23)</sup>。1月11日、ゴーン氏は、2回目および3回目の被疑事実に係る罪で追起訴された。同日、彼は、保釈を申請したが、東京地裁はこれを却下した。さらに、18日、再度保釈を申請したが、これも却下された。

2月28日、3度目の保釈を申請した。これが認められ、3月5日、ゴーン氏は、108日間にわたる勾留を経て、保釈された。

4月4日午前5時50分、ゴーン氏は、会社法違反(特別背任)の容疑で逮捕された。4度目の逮捕だった。25日、東京地裁は、逃亡の危険および証拠隠滅のおそれがないことし、保釈を認めた。もっとも、保釈保証金5億円の納付に加えて、次のような条件が課されていた。

- 海外渡航をしてはならない
- 裁判所の許可なく日本国内を旅行してはならない
- 配偶者と直接接触してはならない
- 自宅マンションに、監視カメラ(24時間作動するもの)を設置すること
- 弁護士から提供される携帯電話機1台のみを使用し、それ以外の携帯電話機を使用してはならない
- 弁護士から提供されるパーソナルコンピューター1台のみを使用すること
- 通話履歴明細、インターネットのログ記録および面会記録を、それぞれ裁

---

22) 34条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定している。

23) 勾留理由開示請求は、日本国憲法34条にもとづき、刑事訴訟法82条で定められている手続である。

判所に提出すること

(2) 第1類型該当性

それでは、論点ごとに、当事者の主張とそれに対する作業部会の見解をみてみよう。まず、ゴーン氏の拘禁が、第1類型、すなわち「自由の剥奪を正当化する法的根拠を援用できないことが明らかなき」に当たるかどうかについてである。

① 自由権規約9条3項

自由権規約9条3項は、次のように規定している。

「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」

① — 1 (「速やかに」の意味)

a. 通報者の主張

通報者は、ゴーン氏の拘禁は、この規定に違反して行われた、と言う。すなわち、自由権規約人権委員会は、「速やかに」の意味を、逮捕されてから48時間以内に裁判官または他の官憲の面前に連れていかれなければならないと解している<sup>24)</sup>。しかし、ゴーン氏が裁判官の面前に連れていかれたのは、1回目と3回目の逮捕時には23日後、2回目は10日後そして4回目は21日後だった<sup>25)</sup>。

24) 後述(注28)を参照。

25) *Opinion, supra note 1, p. 4, paras. 22-23.* 1回目に逮捕されたのは2018年11月19日で、裁判官の面前に連れていかれたのは12月10日だった。したがって、この間

したがって、通報者によれば、日本の当局は、4回にわたり、この規定によりゴーン氏に保障されている逮捕後遅滞なく司法当局の面前に連れていかれる権利を侵害した<sup>26)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、通報者の主張は刑事訴訟法にもとづく手続と整合しないと述べるにとどめている<sup>27)</sup>。

c. 作業部会の見解

こうした当事者の主張を受けて、作業部会は、次のような見解を示している。9条3項にいう「速やかに」は、通常逮捕後48時間以内という意味である。それより遅れることは、諸事情により正当化されない限り認められない。この要件の目的は、司法当局が拘禁の法的根拠を審査できるようにすることにある<sup>28)</sup>。

本件で、この要件は、1回目から4回目までの逮捕時に毎回適用される。1回目の逮捕時に、ゴーン氏は、速やかに裁判所の面前に連れて行かれるべきだった。2回目および3回目の逮捕は、拘置所（代用監獄）での留置期間満了時に行われているが、通報者によれば、これらの逮捕の目的はいずれも、当局がゴーン氏を拘禁し続けることができるようにするためだった。また、3回目の逮捕は、前日に保釈命令が出ていたにもかかわらず行われた。こうした経緯に照らせば、2回目および3回目の逮捕後、引き続き拘置所（代用監獄）で留

---

ㄨの日数は22日であり、作業部会により訂正されている。 *ibid.*, p. 10, note. 16. また、ゴーン氏は、3回目に逮捕されてから19日後の2019年1月8日に、勾留理由開示公判のため出廷しており、作業部会は、裁判官の面前に連れていかれたのはこの日だとしている。それゆえ、作業部会は、3回目の逮捕時に、ゴーン氏が司法審査を受けられなかった日数は19日としている。 *ibid.*, note 17.

26) *Ibid.*, p. 4, paras. 22-23.

27) *Ibid.*, p. 8, para. 45, pp. 10-11, para. 60.

28) *Ibid.*, p. 11, para. 61. See also Human Rights Committee, General comment No. 35, Article 9 (Liberty and security of person)(hereinafter referred as *General comment No. 35*), CCPR/C/GC/35, 16 December 2014, p. 10, para. 33.

置されたことの合法性について、重大な疑義がある。したがって、裁判所がその拘禁の合法性を審査できるようにするため、速やかに連れて行かれるべきだった。さらに、4回目の逮捕は、保釈期間の後に行われており、本項が適用される事態が存在した。したがって、本項に反して、ゴーン氏は22日間、10日間、19日間および21日間、裁判官の面前に連れて行かれることなく、拘禁されていたことになる<sup>29)</sup>。

① — 2 (「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず」の意味)

a. 通報者の主張

通報者は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない」ので、刑事事件での公判前拘禁は、どのような状況でも、妥当かつ不可欠の措置でなければならず、裁判所は、それに代わる措置をあてる可能性を考慮しなければならない、と言う。本件で、ゴーン氏は、裁判所の命令に従う意向を表明しており、逃亡や証拠隠滅のおそれがなかったにも関わらず、裁判所は綿密な検討を行うことなく、検察官からの公判前拘禁請求およびその延長請求を認めた。これは、司法府が検察官からのかかる請求を常に認めるという刑事司法制度の一環として行われたものである。ゴーン氏の保釈申請がはじめて認められたのは2019年3月5日だったが、裁判所は、それよりも前に、公判前拘禁に代わる措置を審査するべきだった<sup>30)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、この点について反論していない。

c. 作業部会の見解

この点に関して、作業部会はまず、「裁判に付される者を抑留することが原

---

29) *Opinion, supra* note 1, p. 11, paras. 62-63.

30) *Ibid.*, p. 4, para. 26, p. 11, para. 65

則であってはなら」ないので、拘禁は正義のために例外として認められる、という原則を確認している<sup>31)</sup>。それゆえ、公判前拘禁は、逃亡、証拠の妨害または犯罪の再発を妨げるという目的に照らし、妥当かつ必要であるとの認定を個別にしたうえで行われなければならない<sup>32)</sup>。さらに、裁判所は、保釈のような拘禁に代わる措置により、拘禁措置が不要になるかどうかを検討しなければならない<sup>33)</sup>。

本件で、日本の裁判所は、ゴーン氏の保釈申請を2回却下している。日本政府は、保釈が認められなかった理由を説明していない。理由が説明されていない以上、ゴーン氏の公判前拘禁が本項にしたがって、適切に行われていたという主張は受け入れられない。さらに、日本法は、起訴前勾留中、拘禁された者による保釈請求を認めていない。それゆえ、日本の裁判所が、ゴーン氏に対して公訴が提起される前に、拘禁に代わる措置を考慮することによって、9条3項を遵守することは不可能だった<sup>34)</sup>。

## ② 自由権規約9条4項

自由権規約9条4項は、次のように規定している。

「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」

---

31) See also *Report of the Working Group on Arbitrary Detention*, A/HRC/19/57, 26 December 2011, pp. 17-18, para. 54.

32) *General comment No. 35*, *supra* note 28, p. 12, para. 38.

33) *Ibid.* See also *Basic Principles and Guidelines on Remedies and Procedures on the Right of Anyone Deprived of Their Liberty to Bring Proceedings Before a Court*, Report of the Working Group on Arbitrary Detention (hereinafter as referred to as *Basic Principles and Guidelines*), A/HRC/30/37, 6 July 2015, Annex, Guideline 15, p. 19, para. 85 (c).

34) *Opinion*, *supra* note 1, pp. 11-12, paras. 66-67.

a. 通報者の主張

通報者によれば、ゴーン氏は、逮捕によって自由を奪われてから、裁判官の面前に連れていかれるまでの間、自身が置かれている立場に異議を申し立てる術を与えられなかった。これは、本条および「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定する日本国憲法32条の違反にあたる。ゴーン氏は、3回目に逮捕されてから、2回保釈を申請しているが、本条により保障されている権利を履行するために、拘禁後直ちに保釈申請を認めるべきだった<sup>35)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、この点について反論していない<sup>36)</sup>。

c. 作業部会の見解

作業部会によれば、裁判所に訴えを提起し、拘禁の合法性を争う権利は、勾引 (apprehension) の時から適用される。拘禁の法的根拠を、司法が審査できるようにするためには、それが不可欠の保障となるからである<sup>37)</sup>。ゴーン氏にこの権利を与えるのが遅れたことは、本項の違反にあたる<sup>38)</sup>。

③ 結 論

作業部会は、これらに加えて、ゴーン氏を2018年11月から2019年4月まで、繰り返し逮捕する必要性を、日本政府が正当化しない以上、このような拘禁は、国際法上いかなる法的根拠もなく、手続の濫用にあたる、と言う。以上の理由により、作業部会は、ゴーン氏の拘禁は第1類型の範疇に入る恣意的拘禁だった、としている<sup>39)</sup>。

---

35) *Ibid.*, p. 4, para. 24.

36) *Ibid.*, p. 11, para. 64.

37) *Basic Principles and Guideline, supra* note 33, Principle 8, p.7, para. 11 and Guideline 7, p. 16, para. 61.

38) *Opinion, supra* note 1, p. 11, para. 64.

39) *Ibid.*, p. 12, paras. 68-69.

(3) 第3類型該当性

第2の争点は、ゴーン氏の拘禁が、第3類型、すなわち「公正な裁判を受ける権利に関する国際規範を遵守せずに行われことにより重大な事態が発生し、その結果、彼の自由を剥奪することが恣意的な性質とみなされる」かどうかである。

① 手続の濫用

a. 通報者の主張

通報者によれば、ゴーン氏を拘禁するために、検察官は不当な手段を用いた。すなわち、検察官は、勾留満期を回避するために、被疑事実を2つに分け、代用刑事施設で23日間勾留できるようにした。さらに、3回目の逮捕は、検察官が10年前から承知していた被疑事実についてであり、4回目の逮捕も同様だった<sup>40)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、被疑者の拘禁が認められるのは、厳格な司法審査を経て法律が定める期間中のみである、と言う。これは、刑事訴訟法60条<sup>41)</sup>および208条<sup>42)</sup>が規定する要件である。また、公正な手続を保障する刑事訴訟法の諸規定にも言及している<sup>43)</sup>。

---

40) *Ibid.*, p. 2, para. 10, p. 3, para. 12, p. 5, para. 27, p. 12, para. 70. なお、通報者は、3回目の逮捕は、すでに保釈命令が出ていたにもかかわらず、彼を拘禁し続けるために行われた、と主張している。

41) 60条2項は、「勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。」と規定している。

42) 208条1項は、「前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。」と規定している。また、同条2項は、「裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。」と規定している。

43) 61条、81条1項、83条1項、87条、207条および429条をあげている。 *Opinion*, ↗

c. 作業部会の見解

作業部会は、まず、日本政府が言及する諸規定は、公正な裁判を保障するために重要だが、通報者の主張に直接対応するものではない、と言う<sup>44)</sup>。日本政府は、ゴーン氏を繰り返し逮捕し、留置し続けた理由を説明していない。日本の司法当局は、2018年12月20日に、検察官からの勾留延長請求を却下している。それにもかかわらず、その翌日、彼は逮捕された。4回にわたって逮捕し、拘禁する過程は、手続の濫用であり、根本的に不当だった。彼が自由を取り戻すことを妨げ、また公正な裁判を受ける権利（自由に弁護人と通信する権利を含む）を享受できなくしたからである<sup>45)</sup>。

② 不利益な供述または自白の強要

a. 通報者の主張

通報者によれば、ゴーン氏は、自由権規約9条2項<sup>46)</sup>を補完する10条1項<sup>47)</sup>に反する条件で拘禁された。すなわち、拘禁されている間、ゴーン氏は、「人質司法」と言われる厳しい条件で、暖房装置のない独房に閉じ込められた。運動は禁止され、常時照明を当てられながら、取調べが行われた。また、家族および弁護人との接見は制限された。ゴーン氏の処遇について、彼の弁護人は、ゴーン氏を「拷問にかける」のをやめるようにと要請していた。それは、自由権規約10条1項に反し、ゴーン氏が自らを効果的に防御できなくする処遇だった。

実際、ゴーン氏は、彼に不利益な被疑事実が記載されていた日本語の文書に署名している。そのとき、彼の弁護人は同席せず、当局からは、文書を口頭で

---

↘ *supra* note 1, pp. 7-8, para. 44, p. 12, para. 71.

44) *Ibid.*, p. 12, para. 70.

45) *Ibid.*, pp. 12-13, para. 72.

46) 9条2項は、「逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。」と規定している。

47) 10条1項は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と規定している。

同時通訳する者のみが提供された。こうして、ゴーン氏は、自白を強いられる状況の中で、拘禁されていた。これは、自由権規約14条3項(g)に規定されている「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない」権利の侵害にあたる<sup>48)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、日本国憲法38条3項<sup>49)</sup> および刑事訴訟法319条2項<sup>50)</sup> により、検察官は、被疑事実に争いのない場合でさえ、決して自白のみに依拠してはいない、と反論している。日本の検察官は、客観的な情報を十分収集したうえで、適法に集められた証拠にもとづき有罪となる可能性が高いときにのみ、刑事手続を開始する。さらに、日本国憲法38条2項<sup>51)</sup> および刑事訴訟法319条1項<sup>52)</sup> によれば、自発的でない自白は証拠として認められない<sup>53)</sup>。

c. 作業部会の見解

作業部会は、通報者の主張を支持し、ゴーン氏は、自由権規約14条2項<sup>54)</sup> にもとづく「無罪の推定を受ける権利」および14条3項(g)にもとづく「自己に不利益な供述または有罪の自白を強要されない権利」を侵害された状況で拘

---

48) *Opinion, supra* note 1, p. 2, paras. 6, 10, p. 3, para. 17, p. 6, paras. 32-33, p. 13, para. 73.

49) 38条3項は、「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定している。

50) 319条2項は、「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。」と規定している。

51) 38条2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定している。

52) 319条1項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁がされた後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定している。

53) *Opinion, supra* note 1, p. 13, paras. 74-75.

54) 14条2項は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」と規定している。

禁されていたことを一応疎明した、と認定している。被告人が、捜査当局から直接にまたは間接に物理的なまたは不当な心理的圧力をかけられることなく、自由意思で供述したことを立証する責任は政府にあるが<sup>55)</sup>、日本政府はそれをはたさなかった。

ここで、作業部会は、他の人権関係諸機関が、代用監獄制度の下で行われる尋問および拘禁が、公正な裁判を受ける権利を大幅に制限し、被疑者が拷問、虐待および強制にさらされる可能性があるとして指摘してきたことに留意している。作業部会も、かつて同様の懸念を表明し、司法による監視が不十分な状態で、検察官に過度の裁量権を与えれば、法の差別的な適用を助長する環境になりうる、と述べていた<sup>56)</sup>。

### ③ 防御権の侵害

#### a. 通報者の主張

通報者によれば、当局は、ゴーン氏に防御の準備に必要な時間および便益を与えず、また彼の選任する弁護士と連絡することも認めなかった。これらは、自由権規約14条3項(b)および(d)の違反である。すなわち、ゴーン氏は、2カ月半におよんだ拘禁期間中、弁護士が同席することなく、検察官に毎日尋問された。尋問は、1日に数回のときもあり、平均5時間におよんだ。検察官は、尋問に際して、ゴーン氏に対し、日本語で書かれた文書を提示した。ゴーン氏は、日本語を話さず、文書の内容を理解できなかった。それゆえ、彼はこれらの文書について、弁護士と相談できなかった。また、面会時間が制限されただけでなく、弁護士は、平日の夜、日曜日および祝日にゴーン氏が拘禁されていた建物に入れなかった。面会の際には、看守が必ず立ち合い、やりとりをメモしていたので、秘密を保持できなかった。さらに、検察官調書の閲覧も許され

---

55) Human Rights Committee, General comment No. 32 (2007) on the right to equality before courts and tribunals and to a fair trial (hereinafter referred as *General comment No. 32*), para. 41.

56) *Opinion, supra* note 1, p. 13, paras. 75-76.

なかった。このように行われた拘禁は、防御権および対等の立場を保障される権利を著しく侵害するものである<sup>57)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、「被疑者は…弁護人と…立会人なくして接見」することができると規定している刑事訴訟法39条1項に言及している。しかし、この規定が、本件でどのように適用されたのか、その点については意見を述べなかった<sup>58)</sup>。

c. 作業部会の見解

作業部会は、まず、自由を剥奪された者は、拘禁中、いつでも自己の選任する弁護人から法的援助を得る権利を有しており、かかる機会を遅滞なく提供されなければならないことを確認している<sup>59)</sup>。そのうえで、ゴーン氏に対し、最初から弁護人と面会する機会を提供せず、後に国内および国際弁護人との面会を制限したことは、自由権規約14条3項(b)に規定されている「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡する権利」を侵害するものだった、としている。また、弁護人との通信はすべて秘密のままにしておかなければならないこと<sup>60)</sup>、検察官調書の閲覧を認めなかったことは、武器対等の原則に反すること<sup>61)</sup>を付言している<sup>62)</sup>。

---

57) *Ibid.*, p. 2, paras. 7-9, pp. 6-7, paras. 34-38, pp. 13-14, para. 77.

58) *Ibid.*, p. 14, para. 77.

59) *Basic Principles and Guidelines, supra* note 33, Principle 9, p. 8, para. 12 and Guideline 8, p. 16, para. 67; *General comment No. 35, supra* note 28, p. 11, para. 35.

60) The United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules), p. 19, Rule 61 (1); Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment, Principle 18, A/43/173, 9 December 1988, p. 4; *Basic Principles and Guidelines, supra* note 33, Guideline 8, p. 16, para. 69.

61) *General comment No. 32, supra* note 55, p. 10, para. 33.

62) *Opinion, supra* note 1, p. 14, para. 78.

④ 無罪の推定を受ける権利の侵害

a. 通報者の主張

通報者によれば、検察官は報道陣にあらかじめゴーン氏の逮捕期日を通知していた。そのため、1回目の逮捕時に、ゴーン氏は「有罪」と報道された。その後も、報道機関は、検察官から、彼らのみが知りうる情報提供を受け、それにもとづき罪状を定期的に報道し続けた。また、ゴーン氏が、2019年1月8日に東京地方裁判所に出頭したとき、彼は手錠をかけられ、腰をひもで縛られていた。さらに、4回目の逮捕時に、検察官は、報道陣を伴ない、ゴーン氏のもとに到着した。このときの映像は広く配布され、ゴーン氏があたかも罪を犯していたかのような悪いイメージが形成されてしまった。このような対応は、自由権規約14条2項にもとづく無罪の推定を受ける権利を侵害するものである<sup>63)</sup>。

b. 日本政府の反論

日本政府は、当局が意図的に本件に関する情報を報道機関に漏洩したことはない、と反論している。同政府によれば、この点に関する通報者の主張は、何の根拠もない憶測にもとづくものである。また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律78条に言及している。同条によれば、刑務官が被留置者を護送しているとき、または逃亡、自身を傷つけ若しくは他人に危害を加える、または物を損壊するおそれがあるときに、捕縛の使用が認められる<sup>64)</sup>。

c. 作業部会の見解

作業部会は、まず、公判の結果に予断を下すことを慎むのは、すべての公権力の責務であり、また報道機関は、無罪の推定を損なう報道を避けるべきであることに留意している<sup>65)</sup>。そのうえで、作業部会は、ゴーン氏逮捕の映像が広く散布されたことからして、あらかじめ報道機関に逮捕期日が通知されていた

---

63) *Ibid.*, p. 2, para. 9, p. 7, paras. 39-40, p. 14, para. 79.

64) *Ibid.*, p. 8, para. 45, p. 14, para. 80.

65) *General comment No. 32, supra* note 55, p. 9, para. 30.

可能性がある、と言う。そして、こうした映像が、ゴーン氏の悪い印象を一般大衆に植え付けることに寄与した結果、自由権規約14条2項にもとづく無罪の推定を受ける権利に反する状況が生じてしまったという可能性は排除されない、とする。

また、日本政府は、ゴーン氏が裁判所に出頭した際、捕縛が必要だった理由を説明していない。それゆえ、作業部会は、手錠および腰紐の使用は、無罪の推定を受ける権利を侵害するものである、と認定している。無罪の推定を損なうおそれがあるので、凶悪犯の可能性あることを示唆する方法で、刑事被告人を裁判所に出頭させてはならないからである<sup>66)</sup>。

#### ⑤ 結 論

作業部会は、以上のように認定された公正な裁判を受ける権利の侵害は、非常に重大であり、ゴーン氏の拘禁は恣意的な性質であって、第3類型の範疇に入るとの結論にいたっている<sup>67)</sup>。

#### (4) 小 括

こうして、ゴーン氏の拘禁は、第1類型および第3類型に該当するとされ、「恣意的」と認定された。ここでは、作業部会が示した見解のうち、特に重要と思われる点を再度確認しておこう。

まず、逮捕後48時間以内に裁判所の面前に連れていかなかったことにより、ゴーン氏の拘禁が自由権規約9条3項に違反するとされている点である。日本法上は、逮捕後、留置の必要があると考えられるとき、48時間以内に検察官に送致しなければならない(刑事訴訟法203条)と規定されているが、裁判官の面前に連れて行かなければならないとの要件は課されていない。したがって、作業部会は、この点に関する日本の現行法が自由権規約9条3項に抵触すると考えていると解される。現行法上、起訴前保釈が認められていない(刑事訴訟

66) *Opinion, supra* note 1, p. 14, para. 81.

67) *Ibid.*, p. 14, para. 82.

法207条ただし書) ことにより、日本の裁判所は自由権規約9条3項を遵守できないとの見解も同趣旨と思われる。

次に、4回にわたって逮捕し、拘禁する過程が、「手続の濫用であり、根本的に不当だった」とみなされたことである。本稿の冒頭で紹介したように、この点は、広く報道されたところでもある。もっとも、作業部会が、この判断にいたったのは、裁判所に勾留延長請求を却下された翌日に逮捕したという本件特有の事情によるところが少なくないと考えられる。現行の法制度そのものに対する評価ではないと解されることに注意するべきである。

最後に、自由権規約14条関係では、弁護人との通信はすべて秘密のままにしておかなければならないこと、そして検察官調書の閲覧を認めなかったことが、3項(b)で保障されている武器対等の原則に反するとされたことが注目に値する。報道ではまったくとりあげられなかったが、この規定との抵触を回避するには、法改正を要すると解されるからである。

それでは、章を改め、これらの点を中心にさらに考察を進めていくことにしよう。